

【縣市町村事例】

群馬県における合併処理浄化槽への転換促進について

群馬県県土整備部下水環境課 角田 信吉

1. 群馬県の概要

群馬県は、日本列島のほぼ中央にあって、県西・県北の県境には山々が連なり南東部には関東平野が開ける内陸県である。面積は約6,362平方キロメートルで、その大きさは全国で21番目であり県土の約6割が森林に覆われている。

地形は上毛かるたに「つる舞う形の群馬県」とうたわれるように空に舞う「つる」の形によく似ている（図1）。

2,000メートル級の山岳、尾瀬などの湿原、多くの湖沼、吾妻峠をはじめとする溪谷や利根の清流など、変化に富む美しい大自然に恵まれている。



図1 上毛かるた

2. 「ぐんま・県土整備プラン2020」と「群馬県汚水処理計画」

群馬県では2040年度に目指す将来像の実現に向けて、道路や河川、砂防施設、県立公園、下水道、県営住宅など、社会資本の整備や維持管理を「どのような考え方で、どのように進めていくか」を示す県土整備分野の最上位計画である「ぐんま・県土整備プラン2020」（計画期間2020年から2029年までの10カ年計画）を策定した。

また、「群馬県汚水処理計画」は下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの汚水処理施設を効率的かつ適正に整備するため、汚水処理施設の特徴を生かし、地域の地形や集落の状況などに適切に対応できるよう、各地域に最もふさわしい汚水処理施設を定めた計画である。

「群馬県汚水処理計画」は平成9年度に策定以降、これまで4回の改定を行いながら、市町村と連携して汚水処理施設の整備を進めており、現行計画（平成30年度から令和9年度）では、令和9年度までに汚水処理人口普及率を91.7%とすることを目標とし、下水道と合併処理浄化槽等のベストミックスによる効率的・効果的な整備を推進している。

令和3年度末の汚水処理人口普及率については、図2のとおり、83.1%まで向上したが、全国平均の92.6%に比べ9.5ポイント遅れている状況であり、全国順位においても39位と低位であることから、今後の普及率向上が急務となっている。

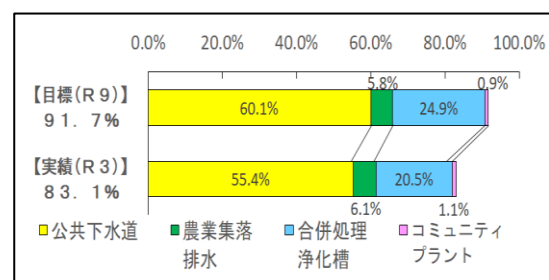


図2 令和3年度末の実績値

取組の中においても、地域の特性を踏まえた汚水処理人口普及率の向上を掲げ、10年後の姿（取組による効果）として、汚水処理人口普及率を91.7%とすることが位置づけられている。

3. 群馬県内の浄化槽設置基数の推移

県内には令和2年度末時点で、約31万基の浄化槽が設置されており、そのうち、合併処理浄化槽は約14万基となっている。

単独処理浄化槽の基数は年々減少しているが、県内には未だ約16万6千基が残っており、浄化槽の約54%を占めている(図3)。

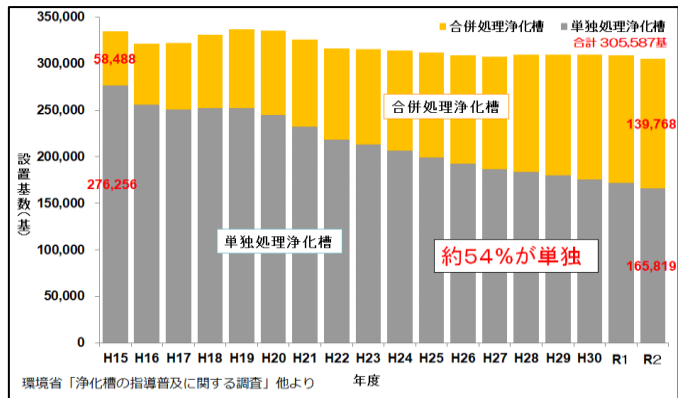


図3 県内の浄化槽設置基数の推移

4. 群馬県内における転換基数の推移

平成20年度から平成22年度までの転換基数は、年平均300基程度に留まっていたが、群馬県独自の補助制度として創設した「浄化槽エコ補助金」の効果により、平成23年度の転換基数は、1,189基と大幅に増加した。

しかし、平成24年度以降の転換基数は減少傾向となり、平成29年度は671基まで減少した。

このような状況を踏まえ、群馬県としては市町村及び浄化槽関係団体との連携を強化し転換促進を図り、その結果、平成30年度から増加傾向となった(図4)。

また、令和元年度における国の制度拡充により、宅内配管工事費が補助対象となったことから、県費補助についても、「浄化槽エコ補助金」を地方負担の一部に充てることができるよう県の補助金交付要綱を改正し、住民負担の軽減を図ったことも、さらなる上乗せの一因となった。

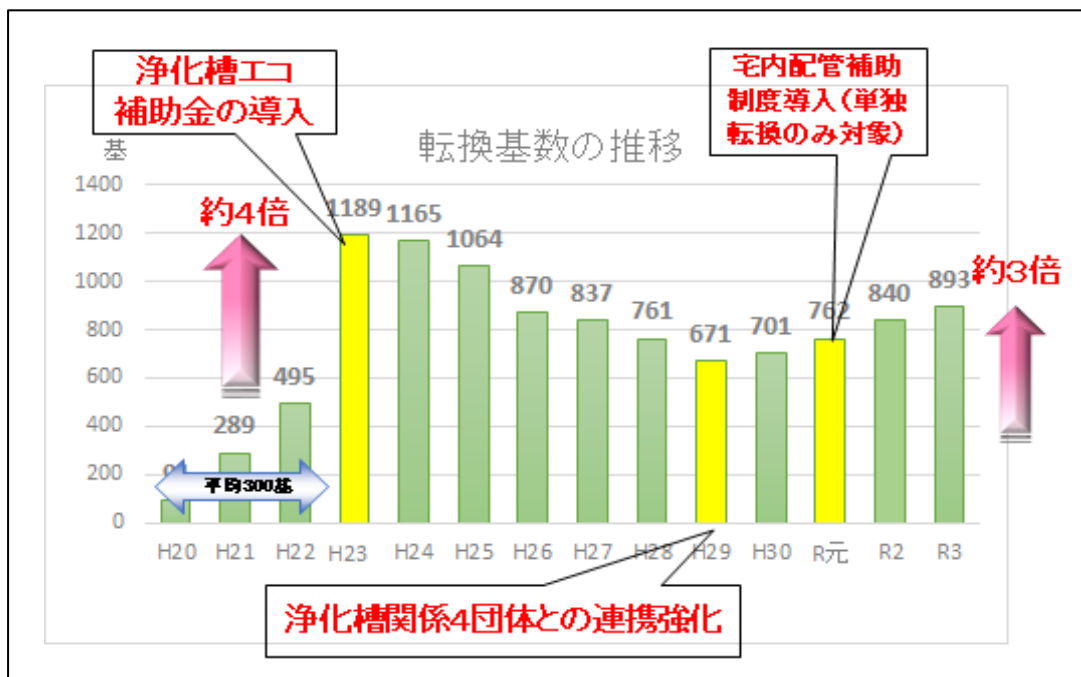


図4 県内浄化槽転換基数の推移

5. 浄化槽整備に係る県費補助制度

群馬県では浄化槽の整備を行う市町村に対し、新設への補助は廃止し、単独処理浄化槽及びくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換に伴う設置費について補助金を交付している。

また、県独自の補助制度である「浄化槽エコ補助金」により上乗せ支援を行っている。

(1) 県費補助制度概要

①浄化槽整備事業（個人設置型）

【浄化槽設置費】

- ・通常型（国補助率1/3）県補助率1/3
- ・環境配慮型（国補助率1/2）県補助率1/4
- ・上記のほか、県独自の補助「浄化槽エコ補助金」により、くみ取り槽又は単独処理浄化槽から転換する場合、設置及び撤去に係る費用として10万円を交付。

【宅内配管補助費】

- ・市町村が助成する金額と10万円を比較し、少ない金額を「浄化槽エコ補助金」として交付。
- ※ただし、設置及び撤去に係る費用の「浄化槽エコ補助金」10万円との併用はできない。（どちらか選択は可能）

例：個人設置型（浄化槽エコ補助金を設置費で活用）



図5 補助金のイメージ図

例：個人設置型（浄化槽エコ補助金を宅内工事費で活用）

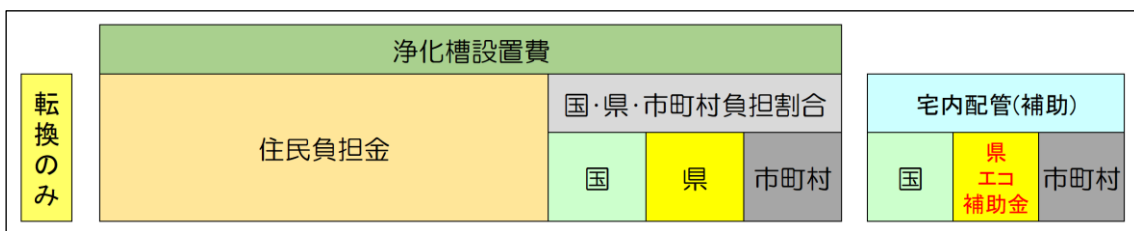


図6 補助金のイメージ図

②公共浄化槽等整備推進事業（市町村設置型）

【浄化槽設置費】

- ・通常型（国補助率1/3）県補助率1/4
- ・環境配慮型（国補助率1/2）県補助率1/5

【宅内配管補助費】

- ・補助対象外としている。

③浄化槽エコ補助金（群馬県独自補助）

群馬県では水源県としての環境保全・向上のため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を集中的に推進するため、平成23年度に「浄化槽エコ補助金」を創設して支援を行っている。（※平成25年度から個人設置型のみ対象）

補助金額は単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去及び転換が確認された場合、1基あたり10万円を交付している。

令和元年度からは、国の制度拡充により宅内配管工事費が補助対象となったことから、地方負担分の一部へ充当できるよう県の補助金交付要綱を改正している。

6. 浄化槽転換促進における現状と課題及び取組状況

（1）現状と課題

①下水道事業の遅れにより単独処理浄化槽が普及したため既存基数が多い。

今後、下水道区域の見直しにより浄化槽整備区域の増加が予想される。

②単独処理浄化槽の使用者には、高齢者世帯又は独居者が多く、財政的負担感により転換を敬遠される傾向が強い。

③既にトイレが水洗化された使用者にとって、転換によるメリットは感じにくく、また、補助制度の詳細について知らない使用者もおり、制度の周知徹底が必要である。

（2）取組状況

①国の制度拡充への迅速な対応や「浄化槽エコ補助金」を活用し、積極的な負担軽減支援により転換促進を図っている。

②宅内配管補助制度を導入した市町村においては、未導入市町村と比較し、転換基数の伸び率が増加傾向にある（図7）。

このため、制度導入による住民負担の軽減と転換基数の増加が期待できるため、未導入市町村に対し積極的な導入促進を図っている。

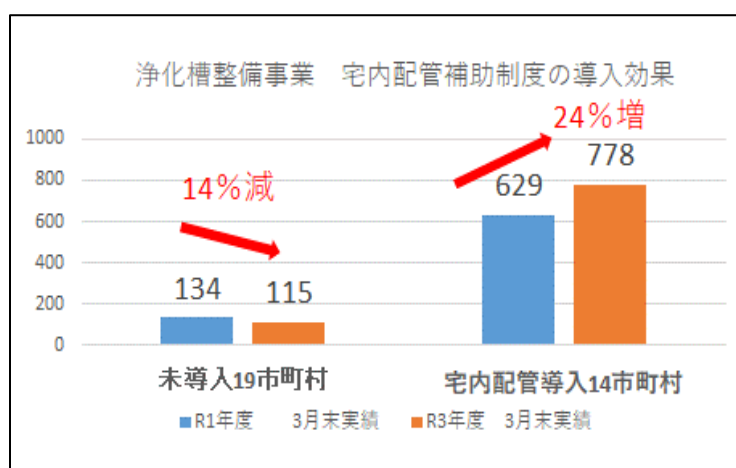


図7 宅内配管制度導入による効果

③合併処理浄化槽への転換や浄化槽エコ補助金の啓発用リーフレットを作成し、市町村及び関係団体へ提供している（図8）。

また、担当課職員が中心となり転換促進用のPR動画を作成、群馬県の公式YouTubeチャンネル「tsulunon」で動画配信をするほか、各種イベント等へ参加し、積極的なPR活動を実施している（図9）。

表面もご覧ください

単独処理浄化槽から 合併処理浄化槽に 転換しましょう。

環境 への影響について

× 単独処理浄化槽

※台所や風呂からの排水はトイレの排水の2倍汚れています。

川が汚れてしまう

○ 合併処理浄化槽

※台所や風呂からの排水はトイレの排水の2倍汚れています。

川が汚れない

転換

単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の見分け方

単独処理浄化槽の可能性が高いもの

- ①平成12年度以前に設置した浄化槽
- ②マンホールが2個以下の浄化槽
(最近ではマンホールが2個の合併処理浄化槽もあります。)

詳しくはご自宅の浄化槽の保守点検業者に確認してください。

「浄化槽エコ補助金」

①浄化槽エコ補助金のもらい方は？

浄化槽設置補助金を市町村に申請する際、同時に「浄化槽エコ補助金」の申請を行ってください。浄化槽の設置において、単独処理浄化槽またはくみ取り便槽の撤去及び転換が確認された場合には10万円を「浄化槽エコ補助金」として交付いたします。

②浄化槽エコ補助金の申請方法は？

「浄化槽エコ補助金」の申請先は、市町村の浄化槽担当窓口となります。浄化槽の設置補助金の申請と同時にすることになりますが、詳細については、浄化槽を設置予定の市町村へ必ず事前にお問い合わせください。
なお、市町村設置型浄化槽は「浄化槽エコ補助金」の対象外となります。また、下水道などの計画区域では浄化槽の補助金は出ません。

【負担割合のイメージ】

		浄化槽設置費		
転換のみ	住民負担金	浄化槽エコ補助金	国・県・市町村負担割合	
		10万円	国	県

「浄化槽エコ補助金」
＝暮らさる負担を軽減

お問い合わせ先

市町村名	担当課	電話番号	内線	市町村名	担当課	電話番号	内線
前橋市	下水道整備課	027-898-3074	普通	高山村	建設課	0279-63-2111	51
高崎市	一般廃棄物対策課	027-321-1253	普通	川口村	建設課	0278-58-2114	普通
桐生市	下水道課	0277-46-1111	752	川連村	田舎整備課	0278-52-2111	157
伊勢崎市	衛生課	0270-27-2732	普通	赤松村	下水道課	0278-25-8014	普通
太田市	下水道課	0276-47-1949	普通	新井町	民生課	0276-62-6132	普通
沼田市	下水道課	0278-23-2111	4131	明和町	都市建設課	0276-64-3111	135
群馬県	建設課	0276-72-4111	452	千代田町	建設課	0276-49-5200	普通
渋川市	建設課	0279-25-7812	普通	大泉町	建設課	0276-63-3111	561
藤岡市	下水道課	0274-40-2327	普通	邑楽町	建設課	0276-47-5030	普通
群馬県	下水道施設課	0274-64-1151	1498	群馬県	下水道施設課(建設課・浄化槽係)	027-226-3880	普通
安中市	下水道課	0277-382-1111	3130				
みどり市	都市計画課	0277-76-1903	普通				
練馬村	下水道課	0279-54-2211	152				
西原町	下水道課	0279-54-3111	507				
群馬町	水道課	0274-64-8318	普通				
中之条町	下水道課	0279-75-8852	普通				
碓氷町	下水道課	0279-68-7183	普通				

※PR動画【合併処理浄化槽の転換】
転換するQ&Aはこちら！
転換の
Q&A、見てください！！

QRコード

図8 転換促進・浄化槽エコ補助金リーフレット

令和3.11.16-17 くまフェア

合併処理浄化槽

水よみガエル

PR動画配信中。よろしくね！！

t sulunos動画 (URL)

<https://www.youtube.com/watch?v=VS6cxH10Na8>

QRコード

図9 イベントへの参加・PR動画

7. おわりに

公共用水域等の水質の保全を図るためには、各家庭からの生活排水に由来する汚濁負荷量を削減する必要がある。

このため群馬県では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へのさらなる転換促進に向け、「国庫補助制度を活用した市町村支援」及び「浄化槽関係団体との連携強化」による、さらなる普及・啓発を推進していく。